



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>
 鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

令和4年度(第73回)全国労働衛生週間

(スローガン)
**「あなたの健康があってこそ
 笑顔があふれる 健康職場」**
 期間: 令和4年10月1日~7日
【準備期間: 令和4年9月1日~9月30日】

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへの
 ご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

今年度は、現状の課題を踏まえ、「長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進」、「病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援」、「化学物質による労働災害防止・リスク低減対策」、「石綿によるばく露防止対策の強化」を重点事項として、事業場における労働衛生意識の高揚とともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていくこととなりました。

つきましては、各事業場におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”を避けることを徹底しつつ、労使協力のもと、以下の各期間に実施する事項を踏まえた全国労働衛生週間の実施をお願いします。

1 準備期間(9月1日~30日)に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- ・労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の腰痛予防対策
- ・職場の熱中症予防対策
- ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

2 全国労働衛生週間(10月1日~7日)に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示

- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会や見学会などの開催、作文や写真、標語などの掲示
- ・その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

3 参考・お役立ちサイト

- (1) 中央労働災害防止協会 労働衛生週間特設サイト
<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>
- (2) 鳥取産業保健総合支援センター
<https://www.tottoris.johas.go.jp/>
- (3) メンタルヘルス対策
 - ・ストレスチェック等メンタルヘルス対策
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenei/sei12/>
 - ・働く人のメンタルヘルスサポートポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>
- (4) 治療と仕事の両立支援
 - ・治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>
- (5) 働き方改革
 - ・働き方・休み方回線ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
- (6) 職場における新型コロナ対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html
- (7) SAFE コンソーシアム
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>
- (8) 高齢労働者の健康づくり
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html
- (9) 化学物質管理
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/enzen/kag/kagaku_index.html
- (10) 労働安全衛生調査
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html
- (11) その他
 - ・職場における熱中症予防情報
 鳥取労働局「熱中症を防ごう！」
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01346.html
 - ・鳥取労働局「令和4年度法令等改正のご案内(安全衛生関係)」
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01353.html
 - ・職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html
 - ・労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

鳥取働き方改革推進キャンペーン2022

鳥取働き方改革推進会議（鳥取労働局、鳥取県を始め関係行政機関、関係団体等で構成。以下「推進会議」といいます。）では、11月を鳥取働き方改革推進キャンペーン月間とし、様々なイベントを実施します。

労働を取り巻く環境は、労働力人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響や、不安定な海外情勢等により厳しさを増しています。生産性向上や、人材の確保・定着・育成等様々な課題解消のためにも、このキャンペーンをきっかけに、労働者の皆様が個々の能力を十分に発揮し、活力ある職場となるよう、働きやすい環境整備について考える機会にいただければと思います。

キャンペーンでは、①働き方改革関連セミナーの実施、②有給休暇取得推奨デー（11/4）及びノー残業デーの勧奨、③キャンペーンに賛同する企業・団体を募集し、「とりネット」で紹介、④鳥取労働局（監督署・ハローワーク）、働き方改革サポートオフィス鳥取、鳥取県中小企業労働相談所みなくろ及び鳥取県よろず支援拠点での特別相談等の実施などを予定しています。

各企業・団体におかれましては、趣旨をご理解いただき、有給休暇の取得促進、ノー残業デー導入の他、働き方改革に向けた取組をお願いいたします。

なお、働き方改革を進めるための、職場環境の改善、生産性の向上に向けた取組などに対する助成金もごさいます。是非ご活用ください。

イベント等の詳細につきましては、推進会議事務局へお問い合わせいただくか、ホームページ「鳥取働き方改革推進キャンペーン2022特設サイト」（鳥取労働局）をご参照ください。

働き方改革推進会議事務局

鳥取労働局 雇用環境・均等室

☎0857-29-1709

ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01375.html



月60時間を超える時間外労働の割増率が5割に引き上げられます

令和5年4月1日以降、中小企業に対しても、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率がこれまでの25%以上から50%以上に引き上げられます（適用猶予措置の廃止）。

対象となる企業において、特に1か月60時間を超える時間外労働が見込まれる場合には、給与計算システム等の割増賃金の計算方法を変更する必要があります。また、常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を変更して所轄労働基準監督署に届け出る必要もありますので、ご注意ください。

この時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働

時間が法定労働時間を超える場合は参入する必要がありますので、ご注意ください。

なお、月60時間を超える時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

詳しくは、厚生労働省のリーフレットをご確認いただくか、各労働基準監督署までお問い合わせください。

中小企業の労働法の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

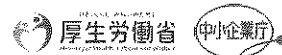
◆改正のポイント
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

改正前	改正後																		
<p>(2023年3月31日まで)</p> <p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%</p> <table border="1"> <tr> <td>1か月の時間外労働 1日の時間・1週40時間 を超えたる労働時間</td> <td>60時間以下</td> <td>60時間超</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>25%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table>	1か月の時間外労働 1日の時間・1週40時間 を超えたる労働時間	60時間以下	60時間超	大企業	25%	50%	中小企業	25%	25%	<p>(2023年4月1日から)</p> <p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ</p> <table border="1"> <tr> <td>1か月の時間外労働 1日の時間・1週40時間 を超えたる労働時間</td> <td>60時間以下</td> <td>60時間超</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>25%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>25%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	1か月の時間外労働 1日の時間・1週40時間 を超えたる労働時間	60時間以下	60時間超	大企業	25%	50%	中小企業	25%	50%
1か月の時間外労働 1日の時間・1週40時間 を超えたる労働時間	60時間以下	60時間超																	
大企業	25%	50%																	
中小企業	25%	25%																	
1か月の時間外労働 1日の時間・1週40時間 を超えたる労働時間	60時間以下	60時間超																	
大企業	25%	50%																	
中小企業	25%	50%																	

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当する場合は、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額又は員数の制限	② 雇用している労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



「業務改善助成金」をご活用ください

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、労働能率の増進に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等に要した費用の一部を助成します。

対象事業場は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内で、事業場規模が100人以下の事業場です。

また令和3年8月1日より特例的な要件緩和が行われており特に業況が厳しい事業主への特例として生産量要件に該当し、引上げ額を30円以上とした場合自動車やパソコン等を助成対象として拡充しています。

その他、45円コースの新設もされており、同一年度に2回まで申請が可能です。

申請期限は令和5年1月31日までとなっております。

最低賃金改定の時期に合わせて是非ご利用ください。

詳細は厚生労働省のHPをご覧ください、鳥取労働局雇用環境・均等室(0857-29-1701)までお問い合わせください。



「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。そのため高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境を作っていくことが必要です。また高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。これら対策を講じていく上で要した費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」の制度がありますので、是非ご活用下さい。

1 補助金申請期間

令和4年5月11日～令和4年10月末日

2 対象となる事業者

下記の(1)～(3)すべてに該当する事業者

- (1) 高年齢労働者(60才以上)を常時1名以上雇用している。
- (2) 労働保険に加入している。
- (3) 中小企業事業者
例) 業種 小売業 「常時使用する労働者数50人以下」又は「資本金又は出資の総額5000万円以下」

3 補助金額

- ・補助対象 高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)
- ・補助率 1/2
- ・上限額 100万円(消費税は除く。)

4 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための下記の対策に要した費用を補助対象とします。

- ・働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ・健康や体力状況等の把握に関する費用
- ・安全衛生教育の実施に関する費用

5 申請手続き

補助金交付申請(中小企業事業者)→審査等(下記6のコンサルタント会)→交付決定通知の発行(下記6のコンサルタント会)→対策の実施・費用の支払い(中小企業事業者)→実績報告書・清算払請求書(中小企業事業者)→確認、補助金の交付(下記6のコンサルタント会)

6 お問い合わせ先

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター
〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
電話 申請関係：03-6381-7507
支払関係：03-6809-4085

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。

7 厚生労働省ホームページに紹介記事、リーフレット、Q&Aなどが掲載されていますので、ご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

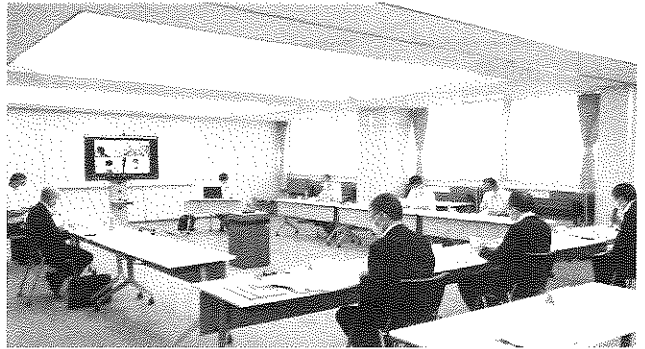
介護施設、小売業の プラス 「+ Safe協議会」を開催

第三次産業では、「介護施設」及び「小売業」を中心として労働災害が増加傾向にあり、特に「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」等、労働者の作業行動を起因とする「行動災害」が増加しています。

鳥取労働局では、この課題に取り組み、企業等が自主的な安全衛生管理水準の向上を図るほか、関係団体等の情報共有と連携を進めるため、今年度、新たに介護施設、小売業のそれぞれの業種に「+Safe協議会」を設置しました。

「介護施設+Safe協議会」は7月21日、「小売業+Safe協議会」は7月27日に、鳥取労働局(一部 Web)にて第1回協議会を開催し、管内のリーディングカンパニー、地方公共団体、関係団体等と行動災害の現状や予防への取組等について協議を行いました。

それぞれの協議会では、今後、行動災害の予防に係る啓発資料等の作成、安全衛生管理の好事例の水平展開等を行うことにより、管内全体の安全衛生に対する気運醸成を図ることとしています。



行動災害の予防は、全業種に及ぶ課題です。

増加する「転倒」を予防するため、「整理・整頓」、「清掃」の実施、ストレッチや転倒予防のための「運動」等、身近で実施可能な取組から始めましょう。



【転倒予防対策】



【腰痛予防対策】



育児休業が より柔軟に取りやすく

育児・介護休業法が改正され、段階的に施行されています。第1弾では、今年4月から育児休業を取得しやすい環境の整備と労働者への個別周知・意向確認が必要になりました。

第2弾として、10月から出生時育児休業（通称「産後パパ育休」）制度が始まります。産後パパ育休は、子の出生後8週間以内に4週間まで、通常の育児休業とは別に休業できる制度です。併せて、通常の育児休業が分割で取得できるようになり、また、1歳以降に育児休業が必要になった場合の休業開始日が柔軟に選べるようにもな

ります。

事業所の皆様には10月からの変更をスムーズに実施できるように、就業規則や休業規定などの整備を進めていただき、労働者へ周知をお願い致します。改正内容の詳細や就業規則等の規定例を厚生労働省のホームページで紹介していますので、ご参照ください。

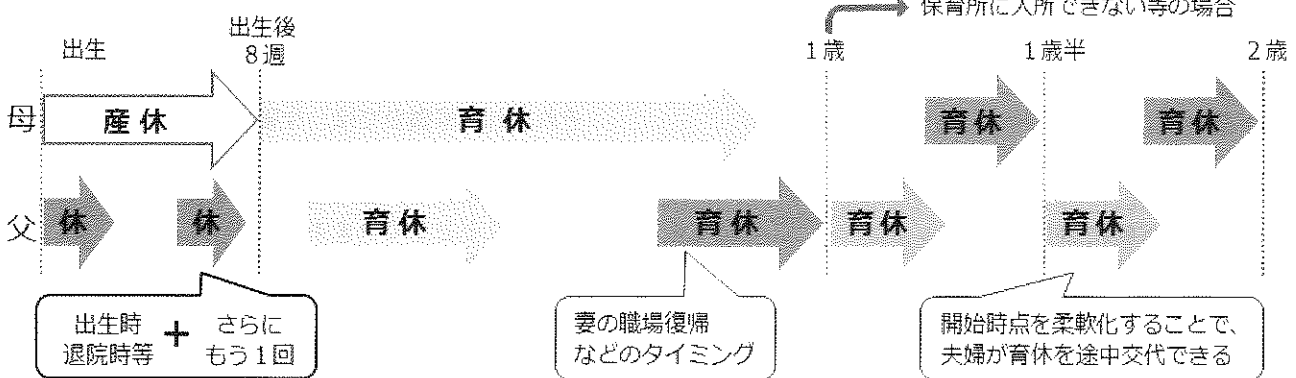
出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児を両立できる職場を目指しましょう。

厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児休業に関するお問い合わせは鳥取労働局雇用環境・均等室（0857-29-1709）へ

10月1日～育児休業取得例



女性の活躍に関する 情報公表が変わります

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性活躍推進法では一定規模以上の事業所に、自社の女性の活躍に関する情報を公表して頂いています。公表する内容は複数の項目から事業所の実情に合わせ選択できますが、この度、項目に『男女の賃金の差異』が追加されました。

『男女の賃金の差異』の項目については、常時雇用する

労働者数が301人以上の事業所においては公表が必須となります。事業年度終了後おおむね3か月以内に公表して頂く必要がありますので、該当する事業所の方は数値の把握など準備をしておきましょう。

優秀な人材確保や競争力の強化のためにもぜひ積極的な情報公表をお願いします。公表には「女性の活躍推進企業データベース」をお使い頂くと便利です。

●女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

詳しくは鳥取労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください（TEL0857-29-1709）

外国人在留支援センターのご案内 Foreign Residents Support Center (FRESC 略称:フレスク)

■略称フレスクが誕生し、令和2年7月6日から稼働しています。

■フレスクは、国際交流の促進や労働力不足への対応等の観点から、外国人労働者の在留そのものを支援する、4省（法務省・厚生労働省・外務省・経済産業省）共管の公的機関です。

■留学生の受入れや就職の促進、高度外国人材の受入れの促進、外国人本人や家族の人権擁護、外国人が関係する法律トラブルの相談、査証相談、外国人雇用に伴う労働相談など一か所でさまざまなサービスが受けられます。

■厚生労働省関係では、東京労働局外国人特別相談・支援室が設けられ、外国人雇用に関する労働相談に応じるほか、外国人雇用サービスセンターでは就職相談に応じています。

■なかでも、公益社団法人東京労働基準協会連合会が厚生労働省から受託した「外国人安全衛生管理支援事業」の「安全衛生班」として、外国人労働者を雇用する上での安全衛生管理の相談への対応、安全衛生の専門家が個別訪問しての、安全衛生診断・改善指導を、無料で行っています。

安全衛生班

ナダイヤル 0120-816703
ヒダイヤル 0570-011000

労働安全衛生関係

免許試験日程(学科)

令和4年10月から令和5年3月までの試験日程は次の通りです。
受験資格については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 福山市新涯町2-29-36

電話084-954-4661

に照会して下さい。

試験の種類	試験月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	試験開始時刻	試験終了時刻
特級ボイラー技士		27						10:00	16:10
一級ボイラー技士			8		10		7	12:30	16:30
二級ボイラー技士		6	24	14	6	16	2	13:30	16:30
★特別ボイラー溶接士					26			13:30	16:00
★普通ボイラー溶接士					26			13:30	16:00
ボイラー整備士		4				3		13:30	16:00
★デリック・クレーン・運転士	限定なし	12	9	7	25	17	8	13:30	16:00
	クレーン限定	12	9 29	7	25	9 17	8	13:30	16:00
	床上運転式限定	12						13:30	16:00
	限定免許解除試験	12						13:30	※
★移動式クレーン運転士			2		20		14	13:30	16:00
★揚貨装置運転士		5						13:30	16:00
発破技士				6				13:30	15:30
ガス溶接作業主任者				6				13:30	16:30
林業架線作業主任者								13:30	16:30
第一種衛生管理者		7 26	16	2 13	19	7 20	4 15	13:30	16:30
第二種衛生管理者		7 26	16	2 13	19	7 20	4 15	13:30	16:30
高圧室内作業主任者			17					12:30	16:30
エックス線作業主任者			15		24		3	12:30	16:30
ガンマ線透過写真撮影作業主任者			17					12:30	16:30
潜水士						13		12:30	16:30

〔注〕①★印の試験は学科試験合格後、実技試験を実施します。
②※限定免許解除試験でクレーン限定解除試験(床上運転式限定解除試験を含む。)の終了時刻は14:45です。またデリック限定解除試験の終了時刻は15:30です。

個別労働紛争を防ぎ、解決して働きやすい職場の実現を！【厚生労働省委託事業】

【令和4年度 個別労働紛争解決研修】

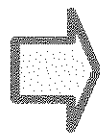
『基礎研修』開催のご案内

本研修は、企業内で発生する個別労働紛争を円滑、かつ早期に解決できる人材を育成することを目的として実施します。昨年は全てオンライン(ライブ配信とオンデマンド配信の組み合わせ)で実施しましたが、4年度は一部会場での研修も開催します。是非ともご参加ください。

受講方法：研修日(ライブ配信または会場)は1日ですが、研修日前1か月間は事前学習期間としてオンデマンド配信により労働法の講義等を受講していただきます。

■事前学習期間

(研修日の1か月前～研修日前日)
労働法及び事例的研修①をオンデマンド配信にて受講。



■研修日当日(ライブ配信または会場) 9:30～18:00

「労働法(総括)」及び「事例的研修②～④」をご受講。
受講回により、ライブ配信または会場での受講。

※基礎研修は13回開催します。うち9回は研修日ライブ配信による受講、4回は会場(東京3回、大阪1回)での受講となります。ご希望の回をお申込みください。【各回定員60名、受講料 27,500円(税込)】

※基礎研修修了者が、労働紛争に対処する能力のスキルアップを図ることを目的とした「応用研修」は、9月から令和5年2月まで10回開催します。研修の詳細は、全基連のホームページをご覧ください。

お問合せ・お申し込み先 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(略称全基連) 研修事業本部
TEL:03-3518-9103 E-mail:kensyu@zenkiren.com ホームページ <https://www.zenkiren.com>

東部支部だより

「働き方改革」相談窓口のご案内

鳥取労働基準監督署では、中小事業主の皆様への「働き方改革」の取り組みを支援するため、「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、例えば、①時間外・休日労働協定（36協定）に関すること、②変形労働時間制など労働時間制度の導入に関すること、③長時間労働の削減に向けた取り組みに関すること、④年次有給休暇の年5日取得に向けた取り組みに関することなどのご相談に対応しています。

また、事業場のご希望により、「労働時間相談・支援班」が個別に訪問してご相談に対応いたしますので、ご活用ください。

【お問合せ】

鳥取労働基準監督署 労働時間相談・支援班
(☎0857-24-3211)

労働安全衛生規則等の一部改正について

令和5年4月1日から、危険有害な作業を行う事業主に、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護措置を実施することが義務付けられます。

【主な改正内容】

- 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化……作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。
 - 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
 - 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
 - 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化……同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。
 - 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
 - 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所については、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁

止や喫煙・飲食禁止とすること

- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

【注意事項】

- 重層請負の場合の措置義務者

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

- 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、元請事業者は関係請負人が法やそれに基づく規則等の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合についても、必要な指示を行わなければならない。

【お問合せ】 鳥取労働基準監督署 安全衛生課
(☎0857-24-3211)

「できない理由」・「できる方法」

災害防止対策が不備であると指摘されたとき、「できない理由」を考えて指摘を受け入れない場合がありますか。「できない理由」の例として、「そんなことまでしなければならぬなら、仕事にならない」などの主張がなされます。

本気で「できる方法」を、汗をかいて、力一杯考えて、その結果として「できない」という結論に至ったのでしょうか。たぶん、そうではありません。これまで作業の安全について考えてみなかったからだと思います。「できない理由」を考えても何の役にも立ちません。災害防止対策については「できる方法」を本気で、力一杯考えることが大切です。

それでは、考えに考えて、その結果、本当に安全対策が講じられない作業、仕事であつたらどうでしょうか。その場合は危険であっても、その仕事をさせることは仕方のないことなのでしょう。いいえ、「そんな仕事はさせてはならない」のです。本当に危険を排除できない作業であれば「自動化する、ロボットに行わすか、その仕事は廃止する。」という結論しかありません。

安全対策の講じられない危険な作業があるとすれば、そんな作業を人に行わせてはならないのです。

「できない理由」より、「できる方法」だけを力いっぱい、本気で考えましょう。

(東部支部 HP「労災防止のひとりごと」より)
HP:「鳥取県労働基準協会」→「各支部からのお知らせ」
→「東部支部」→「労災防止のひとりごと」

西部支部だより

米子労働基準監督署からのお知らせ

令和4年度も早や5か月が経過しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況はいまだ厳しい状況にあり、基本的な感染防止対策の徹底が求められています。また、9月は、クールワークキャンペーン期間中でもありますので、各会員企業におかれましては、引き続き、換気と熱中症予防の両立に、工夫をして取り組んでいただきますようお願いいたします。

さて、それぞれの職場では、適切な労務管理、労働災害防止対策の推進、健康確保対策等取り組んでおられるところですが、今年度の実施状況を自主点検し、年末に向けて、より適切な、労務管理、労働災害防止等を進められる上での参考事項をお知らせします。

9月は、「全国労働衛生週間」の準備期間です。日常の労働衛生活動の総点検を行われると思いますが、例えば、とくに次の事項の実施状況はいかがでしょうか。

- ・ 衛生管理者、産業医の職場巡視は定期的に行われているか。
- ・ (安全) 衛生委員会は、毎月1回開催され、その議事概要は労働者に周知されているか。
- ・ 過重労働による健康障害防止のため、管理・監督者を含め、労働時間の状況を適切に把握しているか、また、長時間労働者に対する医師の面接指導を行っているか。
- ・ 時間外、休日労働が集中している人(部署)を把握し、削減対策を検討・実施しているか。
- ・ 年次有給休暇は計画的に取得(管理簿の作成、年5日以上の実績取得)されているか。
- ・ 健康診断は適切に実施されているか。(全員の受診、異常所見者に係る医師の意見聴取は3か月以内に実施しているか)(小規模事業場は、地域産業保健センターの活用)

なお、厚生労働省では、「あんぜんプロジェクト」による『見える』安全活動コンクールを実施しており、9月30日まで、優れた安全活動事例を募集していますので、奮ってご応募ください。

(専用ページはこちらです→)



10月には、「鳥取県最低賃金」が改正される予定です。(8月10日の鳥取地方最低賃金審議会の改正答申では、「1時間854円」ですが、異議の申し出等の手続きを経て決定され、別途、鳥取労働局から、金額、効力発生の日の周知を行いますので、正確に確認をお願いします。)鳥取県内で働くすべての労働者に、効力発生日から適用されますので、ご留意願います。

併せて、賃金支払いについて、以下の点について、ご確認ください。法令で定められた以外のもの、例えば、弁当代、親睦会費などを控除して、定期賃金支払日に支払う場合は、過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者との書面による協定(届出は不要)がなければなりません。

また、時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算方法は

適正でしょうか。月によって定められた賃金は、1か月所定労働時間数で除した金額が基礎賃金額となりますが、実際の所定労働時間より多い時間数で除していません。また、基本給以外に手当がある場合、家族手当、通勤手当等算入しない賃金として定められた以外の手当を算定基礎賃金に合わせて計算されていますか。今一度、ご確認をお願いします。

11月は、「過重労働解消キャンペーン月間」です。生産性向上等による時間外労働の削減、休暇の取得増などの取り組みを、「働き方改革サポートオフィス鳥取」の活用、「働き方改革グッドプラクティス2021支援事例集」の参照等により、引き続き、よろしくお願いいたします。

11月7日から年末は、今年も、「ゼロ災55無災害運動」が実施される予定です。転倒災害防止について、事業場敷地内の点検等、冬季に向けて、早めの準備をお願いします。

米子労働基準監督署管内における労働災害発生状況(令和4年7月末現在集計)は、全産業合計で189件で、前年同時期に比べ、55件(41%)の大幅な増加となっており、引き続き、転倒、墜落災害等の防止や、初めにも触れましたが、基本的な感染防止対策の徹底(効果的な換気が重要ですが、感染を防ぐための空気の流れに配慮してください。「エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等について」厚生労働省HP参照)について、よろしくお願いいたします。

引き続き、安全、安心な、魅力ある職場づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

研修会 開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部では次の研修会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技)

日時 第五回 令和4年9月28日(水) 9時～17時

第六回 令和4年9月29日(木) 9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館(定員各35名)

☆職長・安全衛生責任者教育

日時 令和4年10月5日(水)～6日(木)

10月5日(水) 9時～17時

10月6日(木) 8時30分～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技)

日時 第七回 令和4年11月1日(火) 9時～17時

第八回 令和4年11月2日(水) 9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館(定員各35名)

☆自由研削といし取替等業務特別教育(学科・実技)

日時 令和4年11月10日(木) 9時～16時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館(定員45名)

人事異動のお知らせ

西部支部では、次のとおり人事異動がありましたので、お知らせします。

4. 6. 30日付(退任)事務局長 深田一徳

4. 7. 1日付(新任)事務局長 古磯和義

中部支部だより

～倉吉労働基準監督署からのお知らせ～ 「転倒災害防止啓発リーフレットを を作成しました」

労働災害は、これまで長期的には減少傾向でしたが、近年は増加傾向に転じており、その中でも最も多くを占めているのが「転倒災害」です。

倉吉労働基準監督署管内（倉吉市、東伯郡）で、令和3年に発生した休業4日以上労働災害の約3割を転倒災害が占めており、また、令和4年に入ってから、7月末時点で、転倒災害が約半数の割合を占めるような状況に至っています（令和4年7月末現在、新型コロナウイルス感染症を除く。）

転倒災害は、あらゆる業種で発生するリスクがあり、

ひとたび発生すると、約6割が骨折などの重篤な怪我につながり、その結果1か月以上の休業となるケースが多くを占めています。

このような状況から、労使が一体となり、職場での転倒防止対策をしっかりと取り組むことがとても重要です。

転倒災害を防止するために、職場環境の点検等によって危険個所の「洗い出し」と「見える化」を行う、日々の整理整頓を励行する、労働者一人一人に転倒防止が重要であることの意識付けを行う、などの取り組みを行っていただくようお願いします。

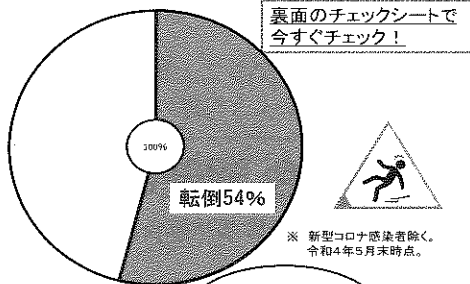
この度当署で、転倒災害の防止を目的としたリーフレットを作成しましたので、裏面のチェックリストと併せて活用いただき、転倒災害ゼロへの取り組みをお願いいたします。

このリーフレットは、協会のホームページにも掲載いただいておりますので、そちらから印刷の上でご利用ください。

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページのURL
http://www.totori-rouki.or.jp/upfile/00_tyubu_220714.html

2件に1件が転倒です

令和4年に倉吉労働基準監督署管内で発生した労働災害のうち、半数以上（※）が転倒災害です。



【転倒災害データ】

- 発生業種
 - 1位 商業 (約37%)
 - 2位 製造業 (約21%)
 - 3位 運輸交通業 (約16%)
 - 休業期間
 - 平均 35日
 - 年齢構成
 - 1位(同率) 60歳代、50歳代 (約32%)
 - 3位 70歳代 (約16%)
- 商業と製造業が全体の半分!
- 転倒と侮るなかれ!
- 約5割が高年齢者!

もっと詳しくはこちら!

STOP! 転倒 <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

倉吉労働基準監督署

特別教育・講習等のご案内

中部支部では、次のとおり特別教育・講習等の開催を予定しております。多数の方の受講をお待ちしております。

なお、(3) アーク溶接等業務特別教育は年間計画の開催日等を変更して実施することとしました。

- (1) 衛生管理者等衛生担当者研修
9月22日(木)
- (2) 安全管理者選任時研修(2日間)
10月13日(木)、14日(金)
- (3) アーク溶接等業務特別教育(3日間)
10月18日(火)～21日(金)
- (4) 特定粉じん作業特別教育
11月11日(金)
- (5) 化学物質管理者養成研修
11月18日(金)

あなたの職場は大丈夫?

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	<input type="checkbox"/>
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか?

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合ひましょう! 掲示などによる「見える化」も重要です!

- (6) KYT(危険予知訓練)研修
11月22日(火)
- (7) 電気(低圧)取扱い業務特別教育
12月7日(水)
- (8) 足場組立て等業務特別教育
12月15日(木)

【申込・問合せ先】

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部
TEL・FAX: 0858-22-9054

人事異動のお知らせ

中部支部では、次のとおり人事異動がありましたので、お知らせします。

4. 6. 30日付(退任) 事務局長 高田 尚
4. 8. 1日付(新任) 事務局長 深田一徳